

○所沢市産業振興ビジョン推進会議条例

平成30年3月30日条例第3号

改正

令和8年3月23日条例第5号

所沢市産業振興ビジョン推進会議条例

(設置)

第1条 所沢市産業振興ビジョン（以下「ビジョン」という。）の推進に関し必要な事項について協議を行わせるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、所沢市産業振興ビジョン推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) ビジョンの策定に関すること。
- (2) 産業振興施策に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 産業関係団体の代表者
- (3) 産業支援機関の職員
- (4) 知識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、推進会議の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年条例第14号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和8年3月23日条例第5号）

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(所沢市産業振興ビジョン策定委員会条例の廃止)

2 所沢市産業振興ビジョン策定委員会条例（平成28年条例第33号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に所沢市産業振興ビジョン推進会議委員として委嘱されている委員は、当該任期中に限り、改正後の第3条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。

(所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年条例第14号）

の一部を次のように改正する。

（次のよう略）